

平成十八年三月七日受領
答弁第一〇六号

内閣衆質一六四第一〇六号

平成十八年三月七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外交上の抗議、懸念の伝達方法に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外交上の抗議、懸念の伝達方法に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、個別具体的な状況を踏まえて判断されるものであり、一概にお答えすることは困難である。

二について

臨時代理大使とは、在外公館長に事故があり、又は在外公館長が欠けた場合に、その事務を代理する者をいう。

三から五までについて

平成十八年二月二十二日、秋元義孝在ロシア連邦日本国臨時代理大使がアレクセイ・エフ・ロシア連邦外務次官に招致され、同月十八日に行われた第十三回外務省タウンミーティングにおける麻生太郎外務大臣の日露関係等に関する発言について申入れを受けた。この申入れの内容等を踏まえ、同月二十三日、八木毅外務省欧州局審議官が、ガルージン在日本国ロシア連邦大使館公使に対し、申入れを行った。これらの事実関係等を内容とする対外応答要領は、外務省において作成されている。また、外務省として、八木毅

外務省欧州局審議官からガルージン在日本国ロシア連邦大使館公使に対する申入れについて、報道機関に明らかにした。